

通学規定

- 1 交通規則は道路交通法に準拠する。
- 2 登下校の際は、自転車通学者は、ヘルメットを正しくかぶる。また、家庭で自転車に乗る場合は、全員ヘルメットを着用する。
- 3 歩行者、自転車通学者とも、指定された通学路を通行する。基本的に国道沿いを通学路とする。
- 4 自転車通学者は、次のことを守る。
 - ア 自転車通学許可範囲
 - ・ 若戸・高松小学校区は全域
 - ・ 赤羽根小学校区は県道赤羽根・野田線より東側、八反田方面
 - イ 使用自転車
 - ・ 自転車にかご・荷台（荷ひも）をつける。
（かごに重い荷物は入れない。背負えないものは荷台にしぼる。）
 - ・ 反射テープ、ベルやブザー、ライト、鍵、反射鏡又は尾灯をつける。
 - ・ 自転車は変形させたり、色（シール）をつけたり、改造しない。
 - ウ スカート型の服装の場合の自転車通学者はジャージで登下校をする。
 - エ 上記の規定が守れない場合、自転車通学を禁止することがある。
- 5 登下校の服装は制服が望ましいがジャージも認める。ただし、スカートを含む制服の自転車通学者は、上記の4,ウによる。
- 6 休日の部活動で登校する場合について、徒歩通学者も自転車を乗用することができる。そのときには上記の規定を遵守すること。なお、自転車置き場は武道場入り口付近とする。
- 7 泉小学校区の生徒は、バスの乗車ルールやマナーを守り、通学用バスを利用する。バス停までの移動で自転車を使用する場合は、上記の規定を基本とすること。
※バス内でのルールやマナーがひどく守れなかった場合には、バス以外の方法で通学してもらうことがある。

非常災害時の対応

○東三河南部又は田原市(1)「**暴風警報・暴風雪警報**」(2)「**大雨警戒レベル3以上**」が発表された場合
原則として大雨警戒報のみの発表であった場合は該当しません。

(1) 「**学校にいるとき**」に発表された場合

- ・授業を中止して一斉下校（教員が下校指導）します。雨風が激しい場合は、学校待機、引き渡しの判断をし、メールで対応を連絡します。

(2) 「**家にいるとき**」に発表された場合

- ・警報が解除された時刻によって下のような対応になります。
ただし、大雨、強風、雷や道路の冠水や河川の増水等で登校が困難な場合は、学校へ連絡の上、保護者の判断で登校を見合わせてください。



(3) 「**午前6時までに**」警報が解除された場合

- ・平常通り授業を行う。
ただし、通学路の冠水、河川の増水等により登校が危機なときは、登校しなくてよい。

(4) 「**午前6時以降**」警報が解除された居ない場合

- ・授業を行わない。（臨時休校）

○気象庁から**南海トラフ地震臨時情報**が発表された場合

(1) 「**A 調査中**」が発表された場合

- ・登校前 → 続報に注意し、また後発地震の発生に留意しつつ、通常通り登校。
- ※緊急性が高く、教育委員会が自宅待機等の判断をした場合は、各学校からメール等により連絡。
- ・登校中 → そのまま登校。
- ・在校中 → 情報収集や安全確保に努めながら、通常通りの教育活動を行う。
- ・下校中 → そのまま下校。



「A 調査中」の続報として、次の「B」「C」「D」のいずれかが発表される。

(2) 「**B 巨大地震警戒**」が発表された場合

- ①校区内に事前避難対象地域がある小中学校8校（若戸小、亀山小、福江小、中山小、清田小、伊良湖岬小、赤羽根中、福江中）は、原則として1週間の休校。
在校中の場合は、速やかに引渡し下校を行います。時刻・手順については、メール等にて連絡。
- ②その他の小中学校14校は、通常通りの教育活動を行う。

(3) 「**C 巨大地震注意**」が発表された場合

- ・通常通りの教育活動を行う。

(4) 「**D 調査終了**」が発表された場合

- ・通常通りの教育活動を行う。

○登校時に雷や大雨等で子どもたちの登校の安全に心配がある場合

安全が保証されるまで自宅待機する、もしくは保護者が送り届けるなど、ご家庭で判断し対応してください。

その際には遅刻扱いにはしませんが、学校は通常通り行います。

保護者送迎の場合、生徒の安全確保のため職員駐車場への車の乗り入れや近隣・店舗での乗降のみの利用はご遠慮ください。

周辺の道路で安全を確保したうえで乗降をお願いします。

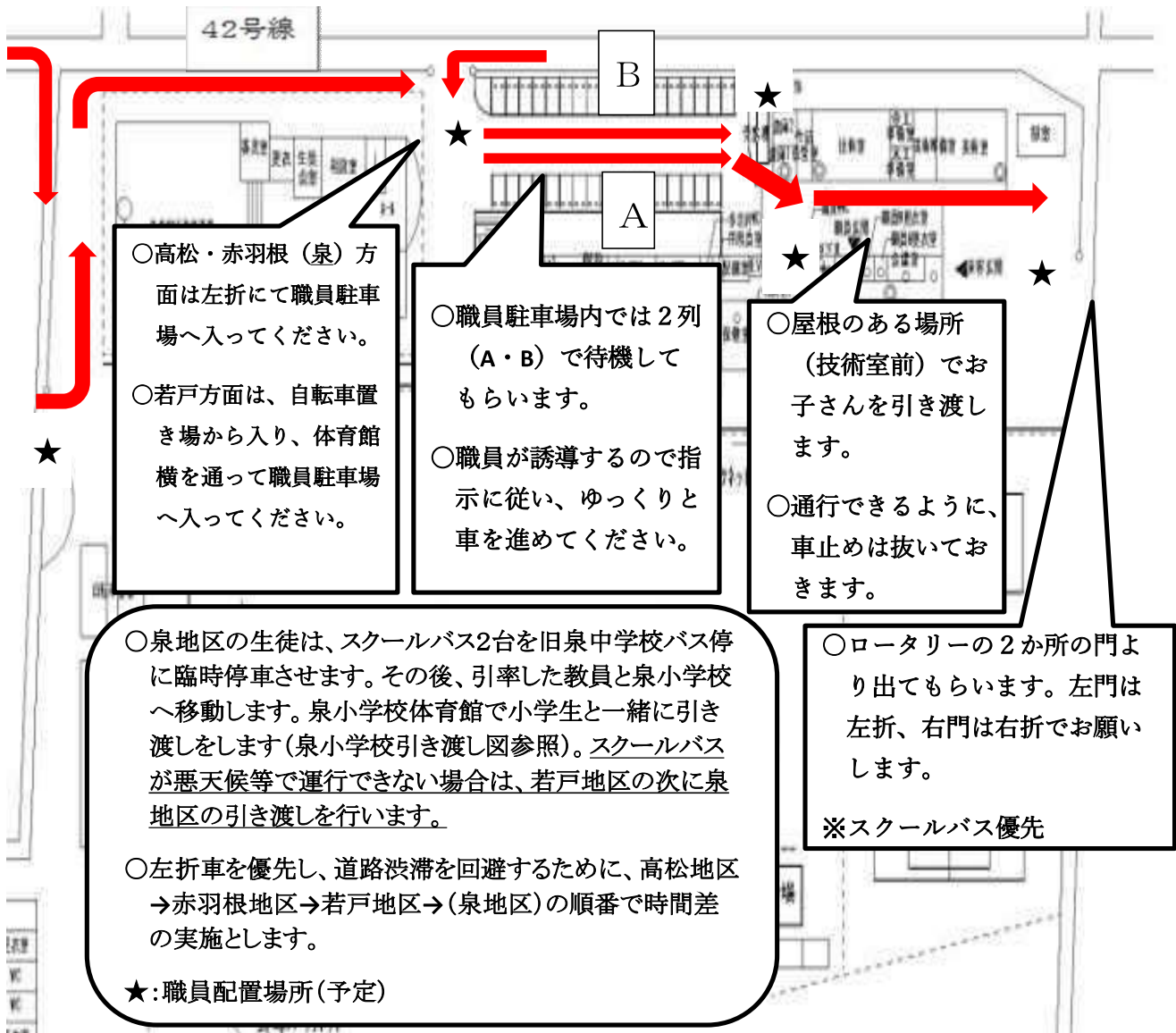
○生徒の下校の安全に心配がある場合や引き渡し

引き渡し時に、生徒の安全を図り、交通渋滞を防ぐため、次ページのように送迎をお願いします。

引き渡し時の場合は、ご家庭にメールを配信します。

生徒は技術室・美術室で待機し、順次引き渡しを行います。

引き渡し図



※学校ブログにも「災害時の引き渡し方法」として掲載してあります。

こども110番の家



1 ねらい

- ・不審者等、困ったときに避難場所として願う。
- ・悪天候（雷、豪雨）等、危険な場合に避難場所として願う。

2 子ども110番の家（R7.4.1現在 38件）

○高松校区（8件）

- | | | |
|------------|-----------|----------|
| ・マツイインテリア | ・正法院 | ・農機具近藤商会 |
| ・かねなか飲食店 | ・大羽建設有限会社 | ・ヒロ美容室 |
| ・(有)山作食料品店 | ・高松市民館 | |

○赤羽根校区（15件）

- | | | |
|---------------|-----------------------|--------|
| ・宿泊レストランサーフィン | ・中川商店 | ・松ちゃん |
| ・ファミリーマート赤羽根店 | ・丸文横田商店 | ・大羽理容館 |
| ・料理仕出し鈴木屋 | ・ファミリーマート田原赤羽根ロングビーチ店 | |
| ・中村呉服店 | ・髪のアトリエKAWAI | ・伊藤商店 |
| ・スズキヤ食堂 | ・赤羽根郵便局 | |
| ・(有)中神モータース | ・(有)オーブ・モーティブ | |

○若戸校区（8件）

- | | | |
|----------|------------|----------|
| ・中森土建K K | ・河合敏行さん宅 | ・金原康朗さん宅 |
| ・あけぼの自動車 | ・マルワカ食品店 | ・渡会純子さん宅 |
| ・伊藤好治さん宅 | ・ヘアサロンコシカワ | |

○泉校区（7件）

- | | | |
|--------|---------|----------|
| ・小笠原米店 | ・山内建設興業 | ・西円寺 |
| ・はなや | ・神照寺 | ・丸井良徳さん宅 |
| ・泉郵便局 | | |

3 動くこども110番の家（2件）

- ・郵便局
- ・クロネコヤマト

○その他

- ・上記以外では、公共施設（小学校、交番、校区市民館）等へは緊急の場合には説明をして避難させていただく。
- ・緊急の場合には近くの民家であっても事情を説明して避難させていただく。

メール連絡について

<ライデンメール>

緊急連絡メールの配信内容

本校では、急を要する連絡や予定変更などを保護者に伝えるために、携帯電話へのメール配信を利用しています。

(1) 登録方法

次のアドレスに以下の内容で空メールを送信する。

アドレス p.thr-akabane-jhs@raid3n3.ktaiwork.jp

※右の二次元コードでアドレスを読み取れます。



仮登録完了メールが届きます。メール末尾のURLから本登録を行ってください。

「氏名」欄に保護者の氏名を入力してください。該当する全ての項目にチェックを入れて

「登録」ボタンを押してください。登録完了のメールが届けば登録完了です。

※ 迷惑メール設定していると登録に必要なメールが届きません。ドメイン指定受信設定を行ってください。

個人情報の掲載許可と届出について

本校では、学校だより、学級だより、保健だより、PTA広報紙、ブログなどで子どもが活動している写真や氏名などを交え、各種お知らせしています。ご協力をお願いします。

なお、個人情報の公開の停止等、取り扱いについてご要望がある際は、遠慮なく申し出てください。

保護者の皆様へ個人情報掲載についてのお願い

・行事等で撮影した写真や動画をSNS等に掲載しないようお願いいたします。

お子さんの、安全・安心のためにご協力をお願いいたします。

出席停止について

(1) 感染症による出席停止

学校保健安全法に定められた感染症にかかった場合、「出席停止」になります。すみやかに学校に連絡をお願いします。医師の指示に従い、ご家庭で静養をさせてください。

病気が治癒し、登校する際、学校から報告用紙「感染症の報告について」を渡しますので、保護者が記入し、学校に提出してください。田原市内の医療機関で「児童生徒伝染性疾患出席停止意見書」を出された場合は、そちらを提出してください。

<学校保健安全法に定められた主な感染症>

病名	おおよその潜伏期間	出席停止期間の基準
インフルエンザ	1～3日	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
百日咳	7～10日	特有の咳が消失するまで。又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	8～12日	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	16～18日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん（三日ばしか）	16～18日	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	14～16日	すべての発しんが痂皮化（かさぶた）するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	2～14日	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	2～7日	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した（解熱薬を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある）後1日を経過するまで
結核	結核菌の感染を受けても臨床症状の出現は一概ではない	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	4日以内	

※ その他の感染症も出席停止になる場合があります。医師に相談し、ご連絡ください。

(2) ラーケーションの日

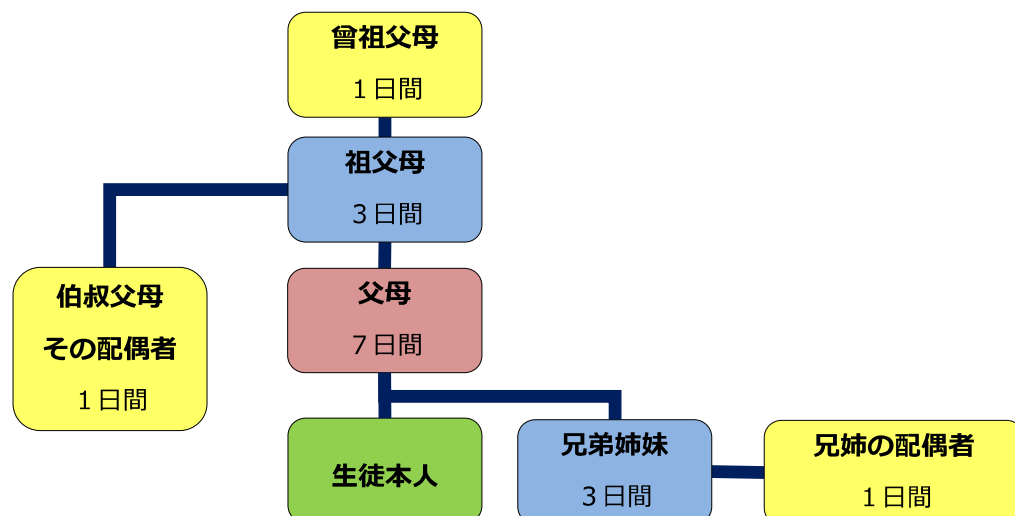
【ラーケーションとは…】

愛知県全体の「休み方改革」プロジェクトの中で生まれました。子どもが保護者とともに、平日に、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日です。

- ・ **年間3日**まで取ることができます。（欠席にはなりません）
- ・ 田原市では、**前月5日までの間に届け出た場合は、給食費を徴収しません。**それ以降の届け出は、食材の発注を終えているため、給食費のご負担をお願いします。
- ・ 令和8年度の実施期間は、令和9年3月24日までです。
- ・ 詳しくは、以前配付しました保護者用リーフレットをご覧ください。

(3) 忌引

親族に不幸があり葬儀などに参列するようなとき、以下の図を基準として「忌引」扱いとなります。



(4) その他

教育上、特に必要で、校長が出席しなくてもよいと認めた場合は欠席扱いとならないことがあります。

例えば

- ・ 高等学校等の受験日
- ・ 転出入学に伴う移動日
- ・ 教育課程に基づく学校外の教育活動（対外運動競技やコンクールなど）に参加する日 など

学校給食について

(1) 給食費について

令和8年度は無償となります。
(令和9年度以降は未定です。)

(2) 食物アレルギーについて

除去食などの食物アレルギー対応を希望する場合は、医師の判断に基づいて対応をしていきますので早急に、赤羽根中：養護教諭までお知らせください。(関係書類を提出していただき、学校の関係職員との面談で具体的な対応を決めていきます。)

* 食物アレルギー対応を希望する場合の例

- ・ 牛乳アレルギーで牛乳を飲むことができない。
- ・ 原因食品（卵・乳・小麦など）を食べると強い症状を引き起こすので食べることができない。

(3) その他

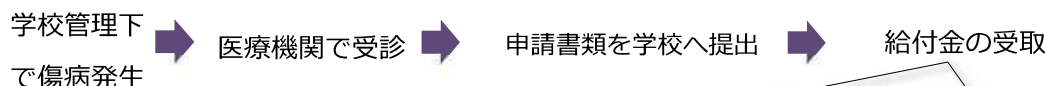
- ① 長期間欠席するとき(入院など)は、給食を中止することもできますので申し出てください。
- ② 給食用白衣は、各自で購入してください。(袋、白衣、帽子、マスクに記名を)
- ③ ラーションの日に伴う給食のカットは、前月5日までに報告していただいた場合カットできます。

学校生活でのけがについて

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。田原市では、加入契約のための共済掛金は市が負担しています。

令和5年4月から、学校での傷病の場合も、福祉医療（子ども・母子父子・障害）を利用できるようになりました。受診の際は、学校で起きたけがであることを伝え、受給者証をご提示ください。申請書類をお渡ししますので、医療機関で記入していただき、学校へご提出ください。



医療費の給付金額は、保険診療の医療費総額の1割の額となります。

各健康保険 7割 + 3割 + 1割

(医療)

(見舞金)

子ども医療、母子家庭等医療、障害者医療 保護者に支払われる給付

※センターが行う医療費給付は原則生徒に渡し、保護者へ電話連絡いたします。

※給付金が高額になる場合は、学校で保護者の方に直接お渡しする場合があります。

申請対象

- ・ 学校管理下の傷病であること

学校管理下の範囲

- ・ 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 →各教科等、特別活動、学校行事など
- ・ 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- ・ 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示または承認に基づいて学校にある場合
- ・ 通常の経路及び方法により通学する場合
- ・ その他、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

管理下での傷病でも申請できない場合

- ・ 診療報酬点数が、500点未満の場合
- ・ 交通事故などの第三者行為の場合
- ・ 医療保険外診療（選定療養費、室料差額、文書代、付添寝具料等）、交通費等は給付対象となりません。

選定療養費

- ・ 「初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」という、病院と診療所がそれぞれの機能を分担することを目的とした国の制度です。
- ・ 救急車で搬送された場合でも、受診の結果、医師により緊急でないと判断された場合や入院に至らなかった場合等は、選定医療費の対象となることがあります。
- ・ 費用は保護者負担です。

(参考：渥美病院1, 100円、豊橋市民病院7, 700円(2026年1月現在))